

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第3回会議配布資料	7
-----------------------------------	---

考えられる仕組み・検討課題
（諮問事項「一」関係）

第1 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること

1 書類の作成・発受

— 考えられる仕組み —

【検討項目(1)関係】

- ① 電子的方法により作成された書類に「署名押印」・「記名押印」等に代わる技術的措置がとられたときは、「署名押印」・「記名押印」等がなされた紙媒体の書類と同一の効力を有するものとする。

【検討項目(2)関係】

- ② 次の手続における書類の発受をオンラインによりすることができるものとする。
- ア 事件の送致（刑事訴訟法第246条等）
 - イ 公訴の提起（同法第256条）
 - ウ 裁判所（官）に対する各種申立て（同法第423条等）
 - エ 各種送達（同法第65条第1項、第271条第1項等）

〔検討課題〕

1 電子的方法による書類の作成とその効力に関する規律（考えられる仕組み①関係）

ア 現行の法律・規則において、下記の書類について「署名押印」・「記名押印」等が求められている趣旨は何か。

- ① 公判調書、公判前整理手続調書等の裁判所が作成する書類
- ② 起訴状、申立書等の手続において提出される書類
- ③ 供述調書、捜査報告書等の証拠書類

イ 前記の趣旨に照らし、電子的方法により作成された書類について「署名押印」・「記名押印」等がなされた紙媒体の書類と同一の効力を有するものとするために、これらに代えてどのような措置が講じられることが必要となるか。

2 事件の送致等の手続に伴う書類の発受をオンラインによりすることに関する規律（考えられる仕組み②関係）

(1) 事件の送致（刑事訴訟法第246条等）

ア 刑事訴訟法第246条が、検察官に事件を送致するときは書類及び証拠物とともに送致することを求めている趣旨は何か。

イ 事件の送致をする際の書類等の送致をオンラインによりする場合におい

て、前記の趣旨に照らし、どのような措置が講じられることが必要となるか。

(2) 公訴の提起（刑事訴訟法第256条）

ア 公訴の提起は起訴状を提出してすることとされている趣旨は何か。

イ 起訴状の提出をオンラインによりする場合において、前記の趣旨に照らし、どのような措置が講じられることが必要となるか。

(3) 裁判所（官）に対する各種申立て（刑事訴訟法第423条等）

ア 抗告をするには申立書を差し出さなければならないこととされている（刑事訴訟法第423条）など、裁判所（官）に対する申立てにおいて書面の提出が求められている趣旨は何か。

イ 裁判所（官）に対する申立ての際の申立書の提出をオンラインによりする場合において、前記の趣旨に照らし、どのような措置が講じられることが必要となるか。

(4) 各種送達（刑事訴訟法第65条第1項、第271条第1項等）

ア 書類の送達について、民事訴訟に関する法令の規定を準用することとされている趣旨は何か。

イ 前記の趣旨に照らし、民事訴訟法に新たに設けられた「電子情報処理組織による送達」を刑事手続における書類の送達についてもすることができるものとするか。

3 その他

(1) 紙媒体の書類を電子的記録に変換し、後者のみを管理する場合における当該紙媒体の書類の取扱い

(2) オンラインによる書類の発受と紙媒体の書類の発受との関係

2 令状の発付・執行の手続

— 考えられる仕組み —

【検討項目(1)関係】

- ① 電子的方法により作成した令状をオンラインにより発付することができるものとする。
- ② 令状の請求に係る書類や疎明資料を電子的方法により作成してオンラインにより発受することができるものとする。
- ③ ①により発付された令状の呈示は、これを電子計算機の映像面に表示し、又は紙面に印刷したものを示すなどの方法によりすることができるものとする。

【検討項目(2)関係】

- ④ 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に対し、必要な電磁的記録をオンラインにより提供させることができるものとする。
- ⑤ 捜査機関は、犯罪を捜査するため必要があるときは、裁判官の発する令状により、④記載の者に対し、必要な電磁的記録をオンラインにより提供させることができるものとする。

〔検討課題〕

1 令状の電子的方法による作成・オンラインによる発付に関する規律（考えられる仕組み①関係）

(1) 裁判官の「記名押印」

ア 現行法において、紙媒体の令状に裁判官の「記名押印」が求められている趣旨は何か。

イ 電子的方法により作成・発付される令状について、前記の趣旨に照らし、裁判官の「記名押印」に代えて、どのような措置が講じられることが必要となるか。

(2) 返還

ア 現行法において、紙媒体の令状に、有効期間経過後の返還を記載することとされている趣旨は何か。

イ 電子的方法により作成・発付される令状について、前記の趣旨に照らし、これと同じ規律（同様の記載（記録）をするものとする）、あるいはこれと同様に機能する規律を設けることが必要となるか。

(3) 令状の複数発付

ア 現行の規則において、紙媒体の勾引状や逮捕状について、数通を発するこ

とができることとされている趣旨は何か。

イ 電子的方法により作成・発付される勾引状や逮捕状等について、前記の趣旨に照らし、これと同様の規律を設けることが必要となるか。

2 令状の請求に係る書類や疎明資料の電子的方法による作成・オンラインによる発受に関する規律（考えられる仕組み②関係）

(1) 令状の請求

ア 現行の規則において、令状の請求は書面ですることとされている趣旨は何か。

イ 令状の請求をオンラインによりする場合において、前記の趣旨に照らし、どのような措置が講じられることが必要となるか。

(2) 疎明資料の提供

- ・ 令状請求の際の疎明資料の提供について、電子的方法により作成された書類をオンラインにより送信することによってもできることを明示する規定を設けるか。

3 電子的に発付された令状の呈示・執行に関する規律（考えられる仕組み③関係）

(1) 令状の呈示

ア 現行法において、処分を受ける者に対して令状を示さなければならないこととされている趣旨は何か。

イ 電子的に発付された令状を執行する場合において、前記の趣旨に照らし、処分を受ける者に対して当該令状を示すに当たりどのような方法によることが必要となるか。

ウ 電子的に発付された令状の執行についても、緊急執行（刑事訴訟法第73条第3項等）の規律を設けるか。

(2) 処分を受けた者等に交付することとされている書類の交付方法

- ・ 処分を受けた者等に交付することとされている刑事訴訟法第119条の「証明書」や同法第120条の「目録」について、電子的方法により作成したものをオンラインにより交付することができるものとするか。

4 電磁的記録のオンラインによる取得に関する規律（考えられる仕組み④・⑤関係）

(1) 処分の性質・法的効果

ア 電磁的記録をオンラインにより提供させる強制処分（電磁的記録提供命令）について、現行法の強制処分との対比においてどのような規律を設けるべきか。

イ 電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に対し、その提供を命ずることにより、どのような法的効果を生じるものとするか。

(2) 強制処分としての実効性をより一層担保するための方策

- ・ 電磁的記録提供命令に応じない被処分者に対する制裁を設けて間接的に強制するなど、命じられた行為をすることをより強力に義務付けるための方策を講じるか。

3 証拠開示等

—考えられる仕組み—

【検討項目(1)関係】

- ① 電子的方法により作成・管理される証拠書類等であってその取調べを請求するについてあらかじめ相手方にその閲覧の機会を与えなければならないもの（刑事訴訟法第299条等参照）について、オンラインによりその機会を与えたときは、前記の機会を与えたものとする。
- ② 事件が公判前整理手続等に付された場合において、電子的方法により作成・管理される証拠書類等であって相手方にその謄写の機会を与えなければならないもの（同法第316条の14等参照）について、オンラインによりその機会を与えたときは、前記の機会を与えたものとする。
- ③ 証拠の一覧表の交付（同法第316条の14参照）は、電子的方法により作成したものをオンラインにより交付したときは、前記の交付をしたものとする。

【検討項目(2)関係】

- ④ 裁判所において電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等について、同法第40条の閲覧・謄写は、オンラインによってもすることができるものとする。

〔検討課題〕

1 情報セキュリティの確保（考えられる仕組み①～④関係）

- ・ 証拠開示等をオンラインによりするについて、技術的措置のみによって情報セキュリティが十分に確保されるか、十分とはいえない場合、どのような対処が考えられるか。

2 電子的方法により作成・管理される証拠書類等のオンラインによる閲覧・謄写に関する規律（考えられる仕組み①・②関係）

- ア 刑事訴訟法第299条第1項等が相手方に証拠書類等を「閲覧する機会」を与えなければならないこととし、事件が公判前整理手続等に付された場合について同法第316条の14第1項等が相手方に証拠書類等を「謄写する機会」を与えなければならないこととしている趣旨は何か。
- イ 電子的方法により作成・管理される証拠書類等について、オンラインによる開示をする場合において、前記の趣旨に照らし、どのような措置を講じれば、相手方に対して前各条に定める「閲覧」・「謄写」の機会を与えたものとなるか。

3 証拠の一覧表の電子的方法による作成・オンラインによる交付に関する規律 (考えられる仕組み③関係)

ア 刑事訴訟法第316条の14第2項が、事件が公判前整理手続に付された場合に、検察官がその保管する証拠の一覧表を被告人又は弁護人に交付しなければならないこととしている趣旨は何か。

イ 証拠の一覧表の交付について、電子的方法により作成したものをオンラインにより交付する場合において、前記の趣旨に照らし、どのような措置を講じれば、同項に定める証拠の「一覧表」の「交付」をしたものとなるか。

4 電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等のオンラインによる閲覧・謄写に関する規律 (考えられる仕組み④関係)

ア 刑事訴訟法第40条第1項等が、弁護人が訴訟に関する書類等を「閲覧し、且つ謄写することができる」こととしている趣旨は何か。

イ 裁判所において電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等について、オンラインによる閲覧・謄写をさせる場合において、前記の趣旨に照らし、どのような方法によることが必要となるか。

4 公判廷における証拠調べ

考えられる仕組み

電子的方法により作成・管理される証拠書類等の取調べを公判廷においてするについては、

ア 文字情報の言語的内容を証拠とするものであるときには、これを「朗読」しなければならない

イ 文字ではない情報を証拠とするものであるときには、これを「表示」し、又は「再生」しなければならない

ウ 文字情報の言語的内容及び非言語的内容の両方を証拠とするものであるときには、その言語的内容については「朗読」しなければならない、非言語的内容については「表示」し又は「再生」しなければならないものとする。

〔検討課題〕

(1) 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の取調べの方式

- ・ 証拠書類等の取調べの方式として、刑事訴訟法第305条第1項が、「証拠書類」についてはこれをその請求者に「朗読」させ、同法第306条第1項が、「証拠物」についてはその取調べを請求した者をしてこれを「示させ」、同法第307条が、「証拠物中書面の意義が証拠となるもの」についてはこれを「朗読」させるとともに「示させ」ることとしている趣旨は何か。
- ・ 電子的方法により作成・管理される証拠書類等であって公判廷における取調べの対象となるものとしてどのようなものがあり、その性質に応じた取調べの方式について、前記の趣旨を踏まえ、どのような規定を設けるべきか。

(2) 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の取調べの範囲とその記録化

- ・ 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の取調べにおいて、当該電子データのプロパティ情報等のいわゆるメタデータも含むか、取り調べられた範囲と方式をどのように記録することとするか。